

青森県報

第四千三十四号

平成二十七年
八月十四日
(金曜日)

目次

告 示

- 救急病院の設置……………(医療薬務課) …… 一
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) …… 一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) …… 二
- 公 告……………
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) …… 二
- 教育委員会……………
- 県文化財の指定……………(文化課) …… 三
- 正 誤……………
- 平成二十六年十二月二十二日号外第九十六号告示中……………(保健衛生課) …… 四

告 示

青森県告示第五百九十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第一条第一項の規定により告示する。

平成二十七年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	認定の有効期限
独立行政法人国立病院機構青森病院	青森市浪岡大字女鹿沢字平野一五五の一	平成三十年八月七日

青森県告示第五百九十七号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十七年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所		指定年月日
			名称	所在地	
株式会社K & C	むつ市大湊上町二の三	訪問介護	ヘルパーステーション	むつ市大湊上町二の三	平成二十七年八月十四日
株式会社K & C	むつ市大湊上町二の三	通所介護	デイサービス	むつ市大湊新町一四九の一五	"
社会福祉法人田舎館村社会福祉協議会	南津軽郡田舎館村大字八反田字古館二〇六の一	短期入所生活介護	特別養護老人ホームやすらぎの郷	南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻一八〇の三	"

青森県告示第五百九十八号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のと

おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十七年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		指 月 日 定
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	平成 二七・八・一
株式会社K&C	むつ市大湊上町二の三	グケアブランド	むつ市大湊新町一四九の一五	

青森県告示第五百九十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十七年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者		介護予防サービスの種類		指 月 日 定
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	名 称	所 在 地	平成 二七・八・一
株式会社K&C	むつ市大湊上町二の三	ヘルパーステーション	むつ市大湊上町二の三	
株式会社K&C	むつ市大湊上町二の三	介護予防訪問介護	むつ市大湊上町二の三	平成 二七・八・一
株式会社K&C	むつ市大湊上町二の三	介護予防通所介護	むつ市大湊新町一四九の一五	
社会福祉協議会	南津軽郡田舎館村大字八反田字古館二〇六の一	特別養護老人ホームや	南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻一八〇の三	"
社会福祉協議会	南津軽郡田舎館村大字八反田字古館二〇六の一	短期生活介護	南津軽郡田舎館村大字畑中字藤巻一八〇の三	

青森県告示第六百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十七年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスの種類		指 月 日 定
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	平成 二七・八・一
株式会社グー	八戸市新井田西三丁目一八の四リバーズ	ホームライフ	八戸市新井田西三丁目一八の四リバーズ	
株式会社グー	八戸市新井田西三丁目一八の四リバーズ	同行援護	八戸市田面木の久保一二の一	"
株式会社グー	八戸市新井田西三丁目一八の四リバーズ	同行援護	八戸市田面木の久保一二の一	

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ツタヤ・エコプラス青森中央店
- 青森市東大野二丁目八の八
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 三井住友信託銀行株式会社
- 東京都千代田区丸の内一丁目四の一
- 代表取締役 常陰均
- 三 変更しよとする事項

大規模小売店舗の設置に関する事項	駐輪場の位置及び収容台数	一・二九台 (位置は、届出書添付図面のとおり)	位置変更のみ、収容台数は変更なし (位置は、届出書添付図面のとおり)	平成 二七・七・一
区	分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

- 四 届出年月日
- 平成二十七年六月三十日
- 五 届出書及び添付書類の縦覧

- 1 場所
- 青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所
- 2 期間
- 平成二十七年八月十四日から同年十二月十四日まで
- 3 時間
- 午前八時三十分から午後五時十五分まで
- ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

- 六 意見書の提出
- この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
- 平成二十七年十二月十四日
- 2 提出先
- 青森県商工労働部商工政策課

- 3 記載事項
- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由
- 4 言語
- 意見書は、日本語により記載すること。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第六号

青森県文化財保護条例(昭和五十年十二月青森県条例第四十六号)第四条第一項及び第三十条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝及び県無形民俗文化財に指定する。

平成二十七年八月十四日

青森県教育委員会

一 県重宝に指定するもの

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
県重宝	南部信直夫妻の墓	二基	三戸郡南部町大字小向字正寿寺	南部利文
石			六二の四	

二 県無形民俗文化財に指定するもの

種 別	名 称	所 在 地	保 護 団 体
県無形民俗文化財	奥戸の山車行事	下北郡大間町奥戸	奥戸地区山車行事保存会

正

誤

保 健 衛 生 課

平成27年 外第九六号	発行年 月日 番号
告 示	区 分
第八六五号	番 号
二〇	ペー ジ
下	段
表 中	行
高 余州	誤
高 余洲	正

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目一
番七十七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭